

常陸太田朝市の会則

(名称)

第1条 この会の名称は「常陸太田朝市の会」とする。

(活動目的)

第2条 常陸太田市における地産地消の推進及び市の活性化の一環として、市民共有のシンボリックふれあいの場となるよう朝市を開催し、消費者と生産者の交流～顔の見える関係づくりを進めるため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 安全な農産物及び農産加工品の提供を目的とした朝市の開催。
- (2) 生産者と消費者の交流と相互理解を深めるための活動。
- (3) 生産者のための農産物の栽培技術・加工技術に関する情報や学習機会の提供。
- (4) 消費者のための農業や食に関する学習機会の提供。
- (5) 行政に対する提言活動。
- (6) その他、上記各号に関連する活動や情報の発信。

(会員の登録)

第3条 会員として登録することができる者は、本会の目的と活動に賛同し、別に定める常陸太田朝市運営規則に従い常陸太田朝市（以下、「朝市」という。）への出店が可能な常陸太田市内に在住する個人及び、市内に事務所又は事業所を有する法人・団体に限る。ただし、常陸太田市外の法人・団体であって、本会の目的と活動に賛同し、別に定める常陸太田朝市運営規則に従い朝市への出店が可能であるとともに、会員として登録することにより、朝市の会の充実及び既存の他会員との交流・相乗効果が図れると役員会において認められる場合にはこの限りではない。

- 2 会員に登録を希望する者は、所定の申請書を会長に提出するものとする。
- 3 会長は、前項より提出された申請書の内容について確認し、登録申請者について本会の目的に相応しいと認められた場合は、登録申請者を会員登録簿に朝市の会会員として登録する。
- 4 登録された会員は、別表1に定める年会費を本会に納めなければならない。

(会員資格の喪失)

第4条 この会の会員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、会員資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡又は団体が消滅したとき。
- (3) 1年以上活動がなかったとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 当該年度において、会計年度中に年会費を納めなかったとき。

(退会)

第5条 この会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(会員登録の抹消)

第6条 この会の会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、会長の判断により、これを除名することが出来る。この場合において、その会員に対し弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、又はこの会の会則に違反したとき。
- (2) この会の名誉を傷つけ又はこの会の目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他

(役員)

第7条 この会に次の役員をおく。

- (1) 役員 8名以内
- (2) 役員は会員の互選により、総会で選出する。
- (3) 役員は互選により、会長1名、副会長1名、総務2名、会計1名、監事1名を選出する。
- (4) 役員は任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- (5) 会長が任命し顧問を置くことができる。

(役員職務)

第8条 役員は次のとおりとする。

- (1) 会長は、会務を統括し、本会を代表する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理するとともに、関係機関等への調整を行う。
- (3) 総務は、会の各種事務を担当する。
- (4) 会計は、会の会計事務を行うとともに、会の通帳を保管・管理する。
- (5) 監事は、会の運営及び会計事務を監査する。
- (6) 顧問は、会の活動及び運営に関して適切な助言を行う。

(役員会の任務)

第9条 役員会は次のことについて審議し、執行する。

- (1) 本会運営の基本方針および活動に関すること。
- (2) 予算および決算に関すること。
- (3) 会則の改案に関すること。
- (4) その他、会長が必要と認めたこと。

(会員の任務)

第10条 会員は、本会の目的に沿った事業を推進し、常陸太田朝市の運営に携わる。

(総会)

第11条 会長は年1回、総会を招集し、次のことについて審議、承認する。

- (1) 予算・決算に関すること。
- (2) 事業計画に関すること。
- (3) 役員を選出に関すること。
- (4) 会則に関すること。

(5) その他、会長が必要と認めること。

2 総会の議長には会長があたる。

(朝市の開催)

第12条 常陸太田朝市運営規則については、別に定める。

(事務局)

第13条 この会の事務局は会長宅におく。

(経費)

第14条 本会の経費は、年会費及びその他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(補則)

第16条 この会則に定めるもののほか本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この会則は、平成22年 4月 1日から施行する。

2 常陸太田市農政部販売流通対策課は、当面の間、常陸太田朝市の会事務局を補佐する。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、令和4年6月19日から施行する。

(経過措置)

2 令和4年度において、改正前の会則第3条第4項の規定により支払った年会費及び改正前の常陸太田朝市運営規則第9条の規定により支払った出店料は、改正後の会則第3条第4項の規定により支払った年会費とみなす。この場合において、既に支払った年会費及び出店料の合計額が、改正後の会則別表1に規定する年会費の額を超える場合は、その超えた分を返金し清算するものとする。

別表1：年会費について

区 分	年会費	備 考
個人	<u>3,000 円</u>	・年度途中の加入であっても一律とする。 ・納められた年会費はいかなる場合であっても返金には応じない。
法人・団体	<u>4,000 円</u>	
<u>市外</u> <u>(個人・法人・団体)</u>	<u>5,000 円</u>	